化学物質管理者・保護具着用管理責任者 比較一覧表

労働安全衛生規則に基づく自立的な化学物質管理体制の整備

項目	化学物質管理者	保護具着用管理責任者
関係法令	労働安全衛生規則 第12条の5	労働安全衛生規則 第12条の6
選任義務対象	・リスクアセスメント対象物を製造、取扱う、または譲渡・提供する全事業場 ・業種や事業場規模（従業員数）を問わず適用	・リスクアセスメント結果に基づき、労働者に保護具を着用させる事業場 ・業種や事業場規模（従業員数）を問わず適用
主な職務・役割	① リスクアセスメントの実施管理 ② 化学物質の曝露（ばくろ）防止措置の企画・立案・実施 ③ SDS（化学物質安全性データシート）等の作成・譲渡管理 ④ 労働者への教育・周知およびリスク管理の記録保存	① 保護具（防毒・防じんマスク、保護メガネ、耐化学薬品手袋等）の選定・維持管理 ② 保護具の適正な着用・使用状態の確認および指導 ③ 保護具の点検、お手入れ、保管状態の確認 ④ 装着感・フィットテストの実施および記録保存
資格・講習要件	【製造事業場】 専門的知識を有する者（講習：2日間 / 計11〜12時間） 【製造以外の事業場（取扱・譲渡のみ）】 専門的知識等を有する者（講習：1日間 / 計5〜6時間）	・保護具の着用に関して必要な知識・経験を有する者（講習：1日間 / 計6時間） ※安全衛生管理者等の有資格者は一部講習免除規定あり
選任数・届出	・事業場ごとに1名以上選任 ・所轄労働基準監督署への届出：不要 ・社内への周知（掲示・書面交付等）：必須	・事業場ごとに1名以上選任 ・所轄労働基準監督署への届出：不要 ・社内への周知（掲示・書面交付等）：必須
兼務・運用要点	・安全管理者、衛生管理者、保護具着用管理責任者等との兼務：可能 ・両方の講習を修了した同一人物による兼務選任が多く行われています。	・化学物質管理者や安全衛生担当者等との兼務：可能 ・選任した者の氏名は作業場への掲示等により労働者へ周知する必要があります。

※ 本一覧表は標準的な制度内容を取りまとめたものです。自社の取扱化学物質および事業場区分（製造/非製造）に応じて適宜調整のうえご活用ください。